

## 新指定医薬部外品・新範囲医薬部外品の広告に関する日本 OTC 医薬品協会の申し合わせ

1. 広告には「医薬部外品」の文言を製品名・製品写真などのかたわらに明瞭(めいりょう)に表現し、医薬部外品であることが識別できるようにする
2. 名称において共通部分を持つ医薬品と医薬部外品を同一広告中に表示する場合はそれぞれを混同させないように注意し、全体の広告表現は医薬品広告で許された範囲内にとどめる
3. ビタミン C 剤、ビタミン E 剤、ビタミン EC 剤、ビタミン含有保健剤、カルシウム剤、ビタミンを含有する保健薬、カルシウムを主たる有効成分とする保健薬、生薬を主たる有効成分とする保健薬について「健康維持」の表現は使わない
4. 「薬用」(販売名に認められたものを除く)、「漢方」の表現は行わない
5. 「生薬配合」の文言は、有効成分に生薬が配合されていれば差し支えない
6. 「生薬製剤」の文言は有効成分のすべてが生薬である場合には差し支えない
7. 「うまい」「おいしい」などの味覚表現は行わない
8. 「毎日 1 本」「家族そろって」「食卓に」など、長期連用や乱用助長につながるような表現は行わない